学校いじめ防止基本方針

福島県南会津郡南会津町立南郷小学校

いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第２条）

いじめの具体的内容（例）

○　**冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。**
- 身体や動作について，不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- 存在を否定される。

○　**仲間はずれ，集団による無視をされる。**
- 対象の児童が来ると，その場からみんないなくなる。
- 遊びやチームに入れない。
- 席を離される。

○　**軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。**
- わざとぶつかられたり，通るときに足をかけられたりする。
- 叩く，殴る，蹴る，つねる等が繰り返される。
- 遊びと称して対象の児童が技をかけられる。

○　**金品をたかられたり，隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。**
- 恐喝，たかり，物を売りつけられる。
- 「借りる」と称して返してもらえない。
- 持ち物を盗まれたり，隠されたり，捨てられたり，落書きされたりする。
- 靴に画鋲やガムを入れられる。

○　**嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。**
- 使い走りをさせられる。
- 万引きやかつあげを強要される。
- 登下校時に，荷物を持たされる。
- 笑われるようなこと，恥ずかしいことを無理矢理させられる。
- 衣服を脱がされたり，髪の毛を切ったりされる。

○　**パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。**
- パソコンや携帯電話の掲示板やブログに，誹謗や中傷の情報を載せられる。
- いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ＳＮＳのグループから故意に外される。

いじめの認知〔いじめ見逃し０（ゼロ）の推進〕

○　いじめの芽，兆候，一回きりでも必ず認知する。

○　社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知する。

○　いじめを受けていると思われる児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合であっても，通常であれば，心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は，「いじめ」として積極的に認知する。

○　いじめか否かを発見者の個人的な判断に委ねるのではなく，「組織」で行う。

※　いじめの認知件数が増えるということは，真摯にいじめと向き合い，丁寧に対応を行った件数の報告と捉える。

１　基本方針

（１）　いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて，児童が安心して学習，その他の活動に取り組むことができるよう，いじめの未然防止を図るとともに，いじめ又はその兆候を早期に発見し，迅速かつ適切に対処する。

（２）　いじめまたはその兆候が見られた場合には，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下で迅速かつ適切に対処する。その際，個人情報の漏洩には十分留意する。

２　いじめ対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，全職員で構成される生徒指導協議会を設ける。生徒指導協議会では，次のことに取り組む。

（１）　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録・共有

〔情報収集〕・　日常的な行動観察，保護者からの情報提供・通報

・　いじめについてのアンケートやＱＵテストの活用

・　定期的な教育相談の実施

〔共　　有〕・　各教員の日常的な観察の報告

・　各種アンケートの結果

・　教育相談の結果

（２）　いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整

・　必要に応じて，関係機関に連絡（ＳＣ・ＳＳＷなどの外部専門家）

※　各機関への連絡先は，生徒指導実践計画に記載

３　いじめの未然防止のための取り組み

児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことが，いじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら，集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

（１）　「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の醸成

○　全校朝会等での講話･･･校長（適宜）・生徒指導主事による話（５月・９月）

（２）　分かりやすい授業づくり

（３）　明るく温かい学級づくり

（4）　自己有用感や学級の連帯感を高めるような行事の設定

（5）　アンケート・教育相談・ＱＵテスト・職員の連携等による多面的な児童理解

（6）　ＳＣ・ＳＳＷ等の外部専門家との連携

（7）　保護者や地域との連携

○　ネットいじめの予防のため，フィルタリングや保護者の見守りなどについて保護者への啓発を図る。

4　いじめに対する措置

（1）　いじめの通報を受けたとき，あるいは，いじめを受けていると思われるときは，速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに，**必ず**その経緯について生徒指導主事を経由し，校長に報告する。

（2）　事実の確認により，いじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。また，必要な場合には，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得る。

※　いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは，少なくても次の２つの要件が満たされている必要がある。

Ａ　いじめに係る行為が止んでいること。
（被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が，少なくても３箇月を目安相当の期間継続していること）
Ｂ　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
（いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，日常的に注意深く観察すること）
※　いじめの防止等のための基本的な方針より

（3）　いじめを見ていたり，同調したりしていた児童に対しても，いじめを受けた児童の気持ちを考えさせ行動の変容を促す。

（4）　ネット上に不適切な書き込み等があった場合，生徒指導協議会において対応を協議し，関係児童からの聴き取り等の調査，被害児童へのケア等，必要な措置を講ずる。

（5）　重大事態発生時の対応

重大事態とは

○　いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
・　児童が自殺を企図した場合
・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合
・　精神性の疾患を発症した場合
○　いじめにより，児童が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

①　重大事態が発生した場合は，南会津町教育委員会に迅速に報告する。

②　重大事態が発生した場合は，南会津町教育委員会内に組織する「いじめ問題調査委員会」において，調査行う。

③　重大事態が発生したことを真摯に受け止め，全校児童及び保護者に対し，アンケート等を行い，事実関係を把握し，いじめ問題調査委員会に速やかに提出する。その際，被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

④　いじめを受けた児童及び保護者に対しては，真摯に情報（いつ・誰が・どのような行為をしたか等）を提供し，説明責任を果たす。その際，個人情報の保護に努める。

⑤　調査結果を踏まえ，必要な措置（児童・保護者への支援等）を講ずる。